

（別添1）

◇ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 読替表

目次

第一条（介護保険法施行令の一部改正）関係の読替え	1
◎介護保険法施行令第三十五条の六による読替え	3
◎介護保険法施行令第三十五条の七による読替え	3
◎介護保険法施行令第三十五条の八による読替え	4
◎介護保険法施行令第三十五条の九による読替え	12
◎介護保険法施行令第三十五条の十第一項による読替え	14
◎介護保険法施行令第三十五条の十第二項による読替え	16
参考..介護保険法第七十八条の十七による第七十八条の五第二項の読替え（法において直接規定）	22
◎介護保険法施行令第三十五条の十二による読替え	23
◎介護保険法施行令第三十八条第一項の読替え	25

◎介護保険法施行令附則第十四条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一条の読み替え・・・・・	28
◎介護保険法施行令附則第十四条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え・・・・・	30
◎介護保険法施行令附則第十四条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え・・・・・	32
◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による同令第三十八条第一項の読み替え・・・・・	34
◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一条の読み替え・・・・・	37
◎介護保険法施行令附則第十五条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え・・・・・	39
◎介護保険法施行令附則第十五条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え・・・・・	41
◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による同令第三十九条第一項の読み替え・・・・・	43
◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一条の読み替え・・・・・	46
◎介護保険法施行令附則第十六条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え・・・・・	48
◎介護保険法施行令附則第十六条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え・・・・・	50

◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による同令第三十九条第一項の読み替え	52
◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一条の読み替え	55
◎介護保険法施行令附則第十七条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え	57
◎介護保険法施行令附則第十七条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え	59
第七条関係（地方自治法施行令の一部改正）関係の読み替え	
◎地方自治法第一百七十四条の三十一の二第三項による老人福祉法の読み替え	61
◎地方自治法第一百七十四条の四十九の十第三項による老人福祉法の読み替え	65
◎地方自治法第一百七十四条の三十一の四第三項による介護保険法の読み替え	69
◎地方自治法第一百七十四条の四十九の十一の二第三項による介護保険法の読み替え	69
第二章（経過措置）関係の読み替え	
◎第二十二条第二項による新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する新介護保険法第七十条の二第四項において準用する新介護保険法第七十八条の二第一項の読み替え	107

- ◎ 第二十二条第四項による新介護保険法第八十六条の二第四項において準用する
新介護保険法第八十六条第一項の読み替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ◎ 第二十四条による平成十八年旧介護保険法第十三条第一項第二号の読み替え・・・・・・・・
- ◎ 第二十五条による改正法第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律
附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十四条
条の規定による改正前の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の読み替え・・・・・
- ◎ 第二十六条による改正法第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律
附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条
の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二第一項第六号の
読み替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ◎ 附則第二条による第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令
第一条第一項の読み替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ◎ 附則第四条による地方自治法施行令第一百七十四条の三十一の二及び第一百七十四条の
四十九の十一の二の読み替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ◎ 附則第四条による読み替え後の地方自治法第一百七十四条の三十一の四第三項による
平成十八年旧介護保険法の読み替え・・・・・・・・・・・・・・

◎附則第四条による読み替え後の地方自治法第百七十四条の四十九の十一の二第三項による
平成十八年旧介護保険法の読み替え

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

読 替 表

第一条（介護保険法施行令第三十五条の六による読替）関係の読替え

◎介護保険法施行令第三十五条の六による読替

（介護保険法第七十八条の十二の規定により準用された同法第七十一条及び第七十二条の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

政 令 に よ る 読 替 後	（指定地域密着型サービス事業者の特例）	（指定居宅サービス事業者の特例）	（指定居宅サービス事業者の特例）
<p>第七十一条 病院又は診療所について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院又は診療所の開設者について、当該病院又は診療所により行われる地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院又は診療所の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の時前に第七十八条の十の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p>	<p>第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等に限り、厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあっては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の時前に第七十七条第一項若しくは第一百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p>	<p>第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等に限り、厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあっては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の時前に第七十七条第一項若しくは第一百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p>	<p>第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等に限り、厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあっては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の時前に第七十七条第一項若しくは第一百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p>
<p>2 第七十八条の十二において準用する前項の規定により指定地域密着型サービス事業者とみなされた者に係る第</p>	<p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第</p>	<p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第</p>	<p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第</p>

型サービス事業者とみなされた者に係る第四十二条の二第一項本文の指定は、当該指定に係る病院又は診療所について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があつたときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）に限る。）に係る第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 第七十八条の十二において準用する前項の規定により指定地域密着型サービス事業者とみなされた者に係る第四十二条の二第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき若しくは第一百十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

四十一一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があつたときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十二条の二第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第一百四条第一項若しくは第一百十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

◎介護保険法施行令第二十五条の七による読み替え（介護保険法第七十八条の十三第四項の規定による技術的読み替え）

(傍線の部分は読み替え部分)

政令による読み替え後	第七十八条の十五 (略)
3 市町村長は、当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の追加の効力が生じる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等となる第一項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。	3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。
4 (略)	4 (略)

◎介護保険法施行令第二十五条の八による読み替え（介護保険法第七十八条の十四第三項の規定による技術的読み替え）

（傍線の部分は読み替部分）

政令による読み替え後

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二 「準用せず」

2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 「準用せず」

4 市町村長は、当該公募指定に係る応募が次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該応募に係る応募者を選考してはならない。

一 応募者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該応募に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 応募者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められる

読み替え前

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二 「準用せず」

2 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 「準用せず」

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められる

とき。

四　〔準用せず〕

四の二 応募者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 応募者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 応募者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

五の三 応募者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 応募者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等である者が、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき

とき。

四　〔準用せず〕

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等である者が、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき

。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び該当事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制についての取組の状況その他の当該事実に関する業務管理体制についての取組の状況その他の当該事実について当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二

〔準用せず〕

六の三 応募者と密接な関係を有する者が、第七十八条の十（第一号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制についての取組の状況その他の当該事実について当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 応募者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の

み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制についての取組の状況その他の当該事実について当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二

〔準用せず〕

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制についての取組の状況その他の当該事実について当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定に

規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを規定する日までの間に第七十八条の五第二項（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、応募者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 応募者が、応募前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
九 応募者が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 [準用せず]

よる通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 [準用せず]

十一 応募者が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 「準用せず」

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6 市町村長は、当該公募指定に係る応募が次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該応募に係る応募者を選考しないことができる。

一 応募者が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）である

一の二　〔準用せず〕

一の三　応募者と密接な関係を有する者が、第七十八条の十第一号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二　応募者が、第七十八条の十第一号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二　応募者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

一の二　〔準用せず〕

一の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第一号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二　申請者が、第七十八条の十第一号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二　申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、応募者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 応募者が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の二 「準用せず」

三の三 応募者が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 「準用せず」

7 市町村長は、公募指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるためには必要な措置を講じなければならない。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であることを除く。）の申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の二 「準用せず」

三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 「準用せず」

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の

の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。

8 市町村長は、公募指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる。

9 ～ 11 「準用せず」

の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。

8 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる。

9 ～ 11 「準用せず」

◎介護保険法施行令第二十五条の九による読み替え（介護保険法第七十八条の十五第五項の規定による技術的読み替え）

（傍線の部分は読み替部分）

政 令 に よ る 読 替 後	（公募指定の有効期間等） 第七十八条の十五（略）	（公募指定の有効期間等） 第七十八条の十五（略）
読 替 前		
	<p>3 指定区域拡張時等有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。</p> <p>一 次号に掲げる指定区域拡張時等有効指定以外の指定区域拡張時等有効指定 当該指定区域拡張時等有効指定がされた日又は従前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間（同号において「従前の指定の有効期間」という。）の満了日の翌日のうち直近の日から六年</p> <p>二 指定区域拡張時等有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定区域拡張時等有効指定 当該指定区域拡張時等有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了日の翌</p>	<p>2 第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定区域の拡張又は市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる際現に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く。）及び第七十八条の十三第四項において準用する同条第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（次項において「指定区域拡張時等有効指定」という。）については、適用しない。</p> <p>3 指定区域拡張時等有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。</p> <p>一 次号に掲げる指定区域拡張時等有効指定以外の指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間（同号において「従前の指定の有効期間」という。）の満了日の翌日のうち直近の日から六年</p> <p>二 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了日の翌</p>

日の翌日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

期間

日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

4

市町村長は、当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等となる第七十八条の十三第一項に規定する定期巡回・随时対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

5

(略)

4

市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

5

(略)

◎介護保険法施行令第二十五条の十第一項による読み替え（介護保険法第七十八条の十七の規定による技術的読み替え）

(傍線の部分は読替部分)

政令による読替後	読替前
<p>(勧告、命令等)</p> <p>第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項の規定により第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p>	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p>
<p>二～四 (略)</p>	<p>二～四 (略)</p>
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を取り消し、又は期間を定めて当該公募指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者二第四項第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者二第四項第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)</p>

又は第十一号（第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第六項第三号又は第三号の三のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項の規定により公募指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四～十五 （略）

（公示）

第七十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該公募指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をしたとき。

二 第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 （略）

四 第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する前条の規定により第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を取り消し、又は当該公募指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四～十五 （略）

（公示）

第七十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 （略）

四 前条の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

◎介護保険法施行令第二十五条の十第一項による読み替え（介護保険法第七十八条の十七の規定による技術的読み替え）

（傍線の部分は読み替え部分）

政 令 に よ る 読 替 後		読 替 前
（指定地域密着型サービス事業者の指定）		（指定地域密着型サービス事業者の指定）
第七十八条の二	（略）	第七十八条の二 （略）
2・3	（略）	2・3 （略）
4	（略）	4 （略）
一～五の三	（略）	一～五の三 （略）
六	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型

サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二（略）

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七

十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項（第七十八条の十七の

由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二（略）

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の

規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を

規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二 (略)

5
(略)

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

6
(略)

市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号を除き、以下この項において同じ。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号を除き、以下この項において同じ。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十年以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、

当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

一の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

一の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定を定することが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から

当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

一の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定を定することが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から

て相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人（当該指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

三(四) (略)

7
10
(略)

11 第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十五第二ににおいて準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人（当該指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

三(四) (略)

7
10
(略)

11 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

◎参考 介護保険法第七十八条の十七による第七十八条の五第一項の読み替え（法において直接規定）

（傍線の部分は読み替え部分）

（変更の届出等） 第七十八条の五 （略）	読 替 後
（変更の届出等） 第七十八条の五 （略）	読 替 前

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（公募指定に係る市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等に限る。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月以上前の日であつて市町村長が定める日までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

◎介護保険法施行令第二十五条の十二による読み替え（介護保険法第二百十五条の十二第七項の規定による技術的読み替え）

（傍線の部分は読み替え部分）

	読 替 後	読 替 前
（指定地域密着型サービス事業者の指定）	第七十八条の二（略）	第七十八条の二（略）
2～8（略）	2～8（略）	2～8（略）

9 第百十五条の十二第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長（第一百十五条の十二第二項第四号の市町村長をいう。以下この条において同じ。）との協議により、同号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 第百十五条の十二第七項において準用する前項の規定により同条第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、同条第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第五十四条の二第一項本文の指定をしたとき
当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第五十四条の二第一項本文の指定がされていいるとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う者から第百十五条の十二第一項の申請を受けた時

9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき
当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされていいるとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

第一百十五条の十九の規定による所在地市町村長による第五十四条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第一百十五条の二十一において準用する第七十条の二第一項の規定による第五十四条の二第一項本文の指定の失効は、第一百十五条の十二第七項において準用する前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第五十四条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

◎介護保険法施行令附則第十四条第一項による同令第二十八条第一項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読み替え後

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一次のいづれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

読み替え前

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一次のいづれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口若しくは第五号口に該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保險者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口若しくは第五号口に該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保險者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第五号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口又は第五号口に該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口又は第五号口に該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第五号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2
2
7
（略）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2
2
7
（略）

◎介護保険法施行令附則第十四条第一項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十

二条第二十一号の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）
第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一～二十 （略）	一～二十 （略）
二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項、第三十九条第一項並びに附則第十四条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者をとする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。
ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。	ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

二十一
二十二
二十三

(略)

二十一
二十二
二十三

(略)

◎介護保険法施行令附則第十四条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読み替え後	読み替え前
<p>(平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれらと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。</p>	<p>(平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれらと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。</p>
<p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適</p>	<p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適</p>

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十四条第三項において準用する同条第二項」とする。

3
3
5
（略）

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十四条第二項」とする。

3
3
5
（略）

◎介護保険法施行令附則第十四条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読み替え後	読み替え前
<p>(平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれらと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。</p>	<p>(平成二十四年度から平成二十六年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれらと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。）を定めることができる。</p>
<p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適</p>	<p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適</p>

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十四条第四項において準用する同条第二項」とする。

3
3
5
（略）

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十四条第二項」とする。

3
3
5
（略）

◎介護保険法施行令附則第十五条第一項による同令第二十八条第一項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読み替え後

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一次のいづれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

読み替え前

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 各年度における保険料率に係る法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

一次のいづれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）

(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口若しくは第五号口に該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保險者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口若しくは第五号口に該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保險者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口若しくは第五号口に該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保險者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれに

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第三号口、第四号口又は第五号口に該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口又は第五号口に該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第五号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれに

も該当しないもの

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2
2
7
（略）

も該当しないもの

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2
2
7
（略）

◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十

二条第二十一号の読替え

(傍線の部分は読替部分)

（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）
第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一～二十 （略）	一～二十 （略）
二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項、第三十九条第一項並びに附則第十五条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者をとする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。

二十一
二十二
二十三

(略)

二十一
二十二
二十三

(略)

◎介護保険法施行令附則第十五条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかわらず、特例標準割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十五条第三項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかわらず、特例標準割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十五条第二項」とする。</p>

3
5

(略)

3
5

(略)

◎介護保険法施行令附則第十五条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかわらず、特例標準割合を定めることができる。	第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかわらず、特例標準割合を定めることができる。
読 替 後	読 替 前
2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十五条第四項において準用する同条第二項」とする。	2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十五条第二項」とする。

3
5

(略)

3
5

(略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による同令第二十九条第一項の読み替え

(傍線の部分は読み替部分)

読 替 後

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかるわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

第一次のいづれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの(口に該当するものを除く。)

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号口、第三号口、第

読 替 前

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかるわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

第一次のいづれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの(口に該当するものを除く。)

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号口、第三号口、第

四号口、第五号口若しくは第六号口に該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口若しくは第六号口に該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

四号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第六号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

254 (略)

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第六号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

254 (略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十

二条第二十一号の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）
第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一～二十 （略）	一～二十 （略）
二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項、第三十九条第一項並びに附則第十六条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者をとする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。

二十一
二十二
二十三

(略)

二十一
二十二
二十三

(略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

第六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。	第六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。
2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十六条	2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十六条
	読 替 後
	読 替 前

条第一項並びに附則第十六条第三項において準用する同条第二項」とする。

3
5
(略)

第二項」とする。

3
5
(略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

第六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。	第六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。
2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十六条	2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十六条

条第一項並びに附則第十六条第四項において準用する同条第二項」とする。

3
5
(略)

第二項」とする。

3
5
(略)

◎介護保険法施行令附則第十七条第一項による同令第二十九条第一項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読 替 後

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかるわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

第一次のいづれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの(口に該当するものを除く。)

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号口、第三号口、第

読 替 前

(特別の基準による保険料率の算定)

第三十九条 前条第一項の規定にかかるわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

第一次のいづれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいづれかに該当するもの(口に該当するものを除く。)

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

口 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号口、第三号口、第

四号口、第五号口若しくは第六号口に該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口若しくは第六号口に該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第五号口若しくは第六号口に該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

四号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第四号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第五号口又は第六号口に該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第六号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

（略）

口 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口又は第六号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

（略）

2
2
4

◎介護保険法施行令附則第十七条第一項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十

二条第二十一号の読替え

(傍線の部分は読替部分)

（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）
第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一～二十 （略）	一～二十 （略）
二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項、第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者をとする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。	二十一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。 イ 介護保険法施行令第二十二条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。
ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。	ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

二十一
二十二
二十三

(略)

二十一
二十二
二十三

(略)

◎介護保険法施行令附則第十七条第三項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十七条第一項並びに附則第十七条第三項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項」とする。</p>

3
5

(略)

3
5

(略)

◎介護保険法施行令附則第十七条第四項による同条第一項及び第二項の読み替え

(傍線の部分は読み替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十七条第一項並びに附則第十七条第四項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二条第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは「、第三十九条第一項並びに附則第十七条第二項」とする。</p>

3
5

(略)

3
5

(略)

第七条（地方自治法第百七十四条の三十一の二第三項による老人福祉法の読み替え）

◎地方自治法第百七十四条の三十一の二第三項による老人福祉法の読み替え

（傍線部分は改正部分）

	前 替 讀	後 替 讀
（老人居宅生活支援事業の開始）	（老人居宅生活支援事業の開始）	（老人居宅生活支援事業の開始）
第十四条 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。	第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。	第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。
（廃止又は休止）	（廃止又は休止）	（廃止又は休止）
第十四条の三 国、都道府県及び指定都市以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。	第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
（施設の設置）	（施設の設置）	（施設の設置）
第十五条 （略）	第十五条 （略）	第十五条 （略）
2 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターをセンターを設置することができる。	2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。	2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。
3 指定都市以外の市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律	3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律	3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律

平成十五年法律第二百二十九号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。) は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出で、養護届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 (略)

5 国、都道府県及び指定都市以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国、都道府県及び指定都市以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定都市以外の市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者(都道府県を除く。)又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの

第一百二十九号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。) は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出で、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 (略)

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要

設置者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（改善命令等）

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 （略）

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設

と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（改善命令等）

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づいてする処分に違反したとき、又は第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 （略）

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設

置者（都道府県を除く。）がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

◎地方自治法第百七十四条の四十九の十第三項による老人福祉法の読み替え

(傍線部分は改正部分)

		読 替 後	
			(老人居宅生活支援事業の開始)
			第十四条 国、都道府県及び中核市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。
			(廃止又は休止)
			第十四条の三 国、都道府県及び中核市以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
	(施設の設置)		
	第十五条 (略)		
2	国、都道府県及び中核市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。		
3	中核市以外の市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条规定。第十六条第二項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あ		
		読 替 前	
			(老人居宅生活支援事業の開始)
			第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出、老人居宅生活支援事業を行うことができる。
			(廃止又は休止)
			第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
	(施設の設置)		
	第十五条 (略)		
2	国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。		
3	市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あ		

るにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出で、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

らかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出で、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

- 4 (略)
- 5 国、都道府県及び中核市以外の者は、社会福祉法 の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
- 6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

- 第十六条 国、都道府県及び中核市以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 中核市以外の市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

- 第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他

- 4 (略)
- 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法 の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
- 6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

- 第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

- 第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他

くは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2

都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（改善命令等）

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対する改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に當利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不當な行為をしたときは、当該事業を行つて、その事業の制限又は停止を命ずることに対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 （略）

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者（都道府県を除く。）がこの法律若しくはこれに基づく命令若しく

の物件を検査させることができる。

2

都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

（改善命令等）

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対する改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に當利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不當な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 （略）

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてす

はこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に對して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

る処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に對して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

◎地方自治法第百七十四条の三十一の四第三項による介護保険法の読み替え

(傍線部分は読み替え部分、波線部分は当然読み替え部分)

		第三節 介護給付	第三節 介護給付
2 12 （略）	い。	<p>（居宅介護サービス費の支給）</p> <p>第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、<u>指定都市の市長</u>が指定する者（以下「<u>指定居宅サービス事業者</u>」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「<u>指定居宅サービス</u>」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	<p>（居宅介護サービス費の支給）</p> <p>第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、<u>都道府県知事</u>が指定する者（以下「<u>指定居宅サービス事業者</u>」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「<u>指定居宅サービス</u>」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p>
2 12 （略）		後	前

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、指定都市の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 指定都市が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・四 (略)

3・5 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、指定都市の市長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・四 (略)

3・5 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に

に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2～8 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 指定都市の市長が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

2～8 (略)

第四節 予防給付

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、指定都市の市長が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる

対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2～8 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

2～8 (略)

第四節 予防給付

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる

る介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるとき有限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2~8 (略)

（特例介護予防サービス費の支給）

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及

介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるとき有限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2~8 (略)

（特例介護予防サービス費の支給）

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及

び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、
指定都市の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所
により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予
防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認める
とき。

三・四 (略)

2 指定都市が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三
号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定める
ものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を
標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定
める基準を参照するものとする。

一・四 (略)

3・5 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところ
により、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類
及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以
下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。この場合にお
いて、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るも
のであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならな
い。

び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、
都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所
により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予
防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認める
とき。

三・四 (略)

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三
号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定める
ものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を
標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定
める基準を参照するものとする。

一・四 (略)

3・5 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところ
により、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類
及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以
下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。この場合にお
いて、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るも
のであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならな
い。

(指定居宅サービス事業者の指定)

第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第二節 指定居宅サービス事業者

第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第二節 指定居宅サービス事業者

2

2 指定都市の市長は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四四一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が指定都市の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数を満たしていないとき。

三～七 （略）

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより、指定都市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八～十二 （略）

3 指定都市が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 指定都市の市長は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介

2

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三～七 （略）

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八～十二 （略）

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介

介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めると、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 指定都市の市長は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めると、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めると、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

7 指定都市の市長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該指定都市の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画（第一百七十二条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該指定都市又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第一百七十二条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため、当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十二条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するた

介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百七十二条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十二条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画（第一百七十二条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第一百七十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

めに必要と認める条件を付することができる。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービスの種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

二 (略)

8 (適用除外)

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

二 (略)

8 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を

求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
指定都市の条例で定める基準に従い指定都市の条例で定める員数の当該
指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営
に関する基準は、指定都市の条例で定める。

3 指定都市が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号ま
でに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの
とし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準
として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該
指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営
に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号ま
でに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの
とし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準
として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める

基準を参酌するものとする。

一〇四 (略)

4~6 (略)

(変更の届出等)

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

基準を参酌するものとする。

一〇四 (略)

4~6 (略)

(変更の届出等)

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第七十五条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知

事相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第七十六条 指定都市の市長又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第七十六条の二 指定都市の市長は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 (略)

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の指定都市の条例で定める基準又は同項の指定都

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関する必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 (略)

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府

市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該指定都市の条例で定める基準又は当該指定都市の条例で定める員数を満たすこと。

三・四 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 指定都市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 指定都市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の指定都市の条例で定める基準又は同項の指定都市の条例で定める員数を満たすことが

県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

三・四 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことが

できなくなつたとき。

四〇十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第七十八条 指定都市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一〇三 (略)

第四節 指定居宅介護支援事業者

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 指定都市の市長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより指定都市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を

できなくなつたとき。

四〇十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第七十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

第四節 指定居宅介護支援事業者

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通

通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七・八 （略）

（変更の届出等）

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七・八 （略）

（変更の届出等）

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

【引き続き都道府県が実施】

第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、

当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第八十三条 指定都市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第八十三条の二 指定都市の市長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

(報告等)

第八十三条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧

勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 指定都市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行つた指定居宅介護支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十四条 指定都市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇十二 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定居宅介護支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第八十五条 指定都市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定居宅介護支

告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行つた指定居宅介護支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇十二 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定居宅介護支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第八十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅介護支

支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

第五節 介護保険施設

第一款 指定介護老人福祉施設

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて指定都市の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 指定都市の市長は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一〇五 (略)

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより指定都市の市長が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき

援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

第五節 介護保険施設

第一款 指定介護老人福祉施設

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一〇五 (略)

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき

き。

六・七 (略)

- 第八十八条 指定介護老人福祉施設は、指定都市の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、指定都市の条例で定める。
- 3 指定都市が前二項の条例を定めるに当たっては次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。
- 一〇三 (略)
- 4 〔6 (略)

(変更の届出)

- 第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

- 六・七 (略)。
- 3 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

- 第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。
- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。
- 一〇三 (略)
- 4 〔6 (略)

(変更の届出)

- 第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

【引き続き都道府県が実施】

第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

- 2 厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について「以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。」

(報告等)

第九十条 指定都市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第九十条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(勧告、命令等)

第九十一条の二 指定都市の市長は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の指定都市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該指定都市の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 指定都市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行つた指定介護老人福祉施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第九十二条 指定都市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

(勧告、命令等)

第九十一条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行つた指定介護老人福祉施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

いては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに從事する従業者の人員について、第八十八条第一項の指定都市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護老人福祉施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第九十三条 指定都市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 (略)

第二款 介護老人保健施設

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定都市の市長の許可を受けなければならぬ。

ては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに從事する従業者の人員について、第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護老人福祉施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県に通知しなければならない。

(公示)

第九十三条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 (略)

第二款 介護老人保健施設

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の許可を受けなければならぬ。

この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

2 (略)

3 指定都市の市長は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

1 (略)

2 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに指定都市の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び指定都市の条例で定める人員を有しないとき。

3 (略)

七の二 申請者が、第一百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第一百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより指定都市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 (十一) (略)

4 指定都市の市長は、當利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5 指定都市の市長は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百十八条第

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

1 (略)

2 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

3 (略)

七の二 申請者が、第一百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第一百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 (十一) (略)

4 都道府県知事は、當利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百十八条第

第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

（介護老人保健施設の管理）

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、指定都市の市長の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、指定都市の市長の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、指定都市の条例で定める施設を有しなければならない。

2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、指定都市の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の

二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

6) 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならぬ。

（介護老人保健施設の管理）

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができるもの。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の

業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、指定都市の条例で定める。

4 指定都市が前三項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 (略)

5～7 (略)

(広告制限)

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一・三 (略)

四 その他指定都市の市長の許可を受けた事項

2 (略)

(変更の届出等)

第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なけれ

業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 (略)

5～7 (略)

(広告制限)

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一・三 (略)

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 (略)

(変更の届出等)

第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なけれ

ればならない。

【引き続き都道府県が実施】

ばならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第九十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第一百条 指定都市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を

(報告等)

第一百条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を

を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第二条、第三百三十三条又は第三百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を指定都市の市長に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第一百一条 指定都市の市長は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに指定都市の条例で定める施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第一百二条 指定都市の市長は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する指定都市の市長の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確

を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第二条、第三百三十三条又は第三百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第一百一条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第一百二条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確

確保するため緊急の必要があると認めるときは、指定都市の市長に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第一百三条 指定都市の市長は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令又は指定都市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令又は指定都市の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4 指定都市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第一百三条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第一百四条 指定都市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 (略)

2 市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する指定都市の市長の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、指定都市の市長に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第一百四条の二 指定都市の市長は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一～三 (略)

第六節 指定介護予防サービス事業者

(指定介護予防サービス事業者の指定)

(許可の取消し等)

第一百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 (略)

2 市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第一百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～三 (略)

第六節 指定介護予防サービス事業者

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第二百十五条の二（略）

2 指定都市の市長は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が指定都市の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第一百十五条の四第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数を満たしていないとき。

三、七（略）

七の二 申請者が、第二百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより指定都市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八、十一（略）

3 指定都市が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第二百十五条の二（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第一百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三、七（略）

七の二 申請者が、第二百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八、十一（略）

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第一百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定都市の条例で定める基準に従い指定都市の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定都市の条例で定める。

3 指定都市が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一(四) (略)

(変更の届出等)

第一百十五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

第一百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一(四) (略)

(変更の届出等)

第一百十五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【引き続き都道府県が実施】

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第百十五条の六 都道府県知事又は市町村長は、指定介護予防サービス事業者による第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第百十五条の七 指定都市の市長又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関する必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所そ

(報告等)

第百十五条の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関する必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所そ

その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第一百十五条の八 指定都市の市長は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の指定都市の条例で定める基準又は同項の指定都市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該指定都市の条例で定める基準又は当該指定都市の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 指定都市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の指定都

の他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第一百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府

市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第一百十五条の九 指定都市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第一百十五条の四第一項の指定都市の条例で定める基準又は同項の指定都市の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三(十二) (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第一百十五条の十 指定都市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一(三) (略)

県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第一百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第一百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三(十二) (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第一百十五条の十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一(三) (略)

（業務管理体制の整備等）

第一百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第五項、第七十八条の四第七項、第八十一条第五項、第八十八条第五項、第九十七条第六項、第一百十条第五項、第一百十五条の四第五項、第一百十五条の十四第七項又は第一百十五条の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの

市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

3

前項の規定により届出を行つた介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行つた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4

第二項の規定による届出を行つた介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行つた厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行つた厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第百十五条の三十三

前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行つた介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出を行つた介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

<p>2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行つた市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。</p>
<p>3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。</p>
<p>4・5 （略）</p>
<p>3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。</p>
<p>4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。</p>
<p>5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。</p>
<p>第十節 介護サービス情報の公表 ※大都市特例の対象外</p>
<p>（介護サービス情報の報告及び公表）</p>
<p>第一百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、</p>

指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするとその他の厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、介護サービス事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護サービス事業者の指定又は許可をした指定都市の市長に通知しなければならない。

6

(適用除外)

7 都道府県知事は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該介護サービス事業者の指定又は許可を取り消し、又は期間を定めてその指定又は許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定又は許可をした指定都市の市長に通知しなければならない。

6

サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

◎地方自治法第百七十四条の四十九の一第一項による介護保険法の読み替え

(傍線部分は読み替え部分、波線部分は当然読み替え部分)

	読 替 後	讀 替 前
	(居宅介護サービス費の支給)	(居宅介護サービス費の支給)
第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、中核市の中核市長が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。	第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。	
2512 (略)	2512 (略)	2512 (略)
(特例居宅介護サービス費の支給)	(特例居宅介護サービス費の支給)	(特例居宅介護サービス費の支給)
第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し	第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し	第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し

、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の中核市）の条例で定める基準及び同項の中核市の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、中核市の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 中核市が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一～四 (略)

3～5 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、中核市の市長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県）の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一～四 (略)

3～5 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 中核市の市長が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 (略)

258 (略)

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、中核市の市長が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 (略)

258 (略)

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定

介護予防支援の対象となつてゐるときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

258 (略)

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の中核市)の条例で定める基準及び同項の中核市の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、中核市の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

介護予防支援の対象となつてゐるときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

258 (略)

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県)の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 中核市が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～四 (略)

3～5 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

三・四 (略)とき。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～四 (略)

3～5 (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 中核市の市長は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が中核市の条例で定める者でないとき。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第十七条第一項の中核市の条例で定める基準及び同項の中核市の条例で定める員数を満たしていないとき。

三〇七 (略)

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより中核市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二 (略)

3 中核市が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 中核市の市長は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第十七条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三〇七 (略)

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二 (略)

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又

は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるととき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 中核市の市長は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員（総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるととき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

7 中核市の市長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随时対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介

は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるととき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員（総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるととき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

6 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随时対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以

護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行つ事業所（以下この項において「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該中核市の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該中核市が定める市町村介護保険事業計画（第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該中核市又は当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第百十七条第二項第一号の規定により当該中核市が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため、当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービスの種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになるとき。

外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行つ事業所（以下この項において「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画（第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該市町村又は当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第百十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになるとき。

二 (略)

8 (適用除外)

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
中核市条例で定める基準に従い、中核市条例で定める員数の当該指定
居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営
に関する基準は、中核市条例で定める。

3 中核市が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号まで
に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものと
し、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準と
して定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基
準を参照するものとする。

4 (6) (略)

(変更の届出等)

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及
び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休
止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で

二 (略)

8 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を

求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスに
つき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に
従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文
の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業
の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる
。

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
都道府県条例で定める基準に従い、都道府県条例で定める員数の当該
指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営
に関する基準は、都道府県条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号まで
に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものと
し、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準と
して定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基
準を参照するものとする。

4 (6) (略)

(変更の届出等)

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及
び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休
止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で

定めるところにより、十日以内に、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

(報告等)

第七十六条 中核市の市長又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関する必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第七十六条の二 中核市の市長は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関する必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 (略)

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の中核市の条例で定める基準又は同項の中核市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該中核市の条例で定める基準又は当該中核市の条例で定める員数を満たすこと。

三・四 (略)

2 中核市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 中核市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 中核市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

一 (略)

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

三・四 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の中核市の条例で定める基準又は同項の中核市の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

四〇十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第七十八条 中核市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一〇三 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 中核市の市長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより中核市の市

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

四〇十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行つた指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第七十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知

長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七・八 （略）

（変更の届出等）

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

（報告等）

第八十三条 中核市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ

事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七・八 （略）

（変更の届出等）

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告等）

第八十三条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ

、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第八十三条の二 中核市の市長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 中核市の市長は、前項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 中核市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 中核市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行つた指定居宅介護支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行つた指定居宅介護支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十四条 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定居宅介護支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第八十五条 中核市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～三 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて中核市の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 中核市の市長は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一～五 (略)

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定に

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定居宅介護支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第八十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～三 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一～五 (略)

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定に

による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより中核市の市長が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六・七（略）

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、中核市の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、中核市の条例で定める。
3 中核市が前二項の条例を定めるに当たっては次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～三（略）

4～6（略）

3} 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

六・七（略）

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～三（略）

4～6（略）

(変更の届出)

第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を中核市の市長に届け出なければならぬ。

(報告等)

第九十条 中核市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第九十一条の二 中核市の市長は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について

(変更の届出)

第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第九十条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第九十一条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について

て第八十八条第一項の中核市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該中核市の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

- 2 中核市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 3 中核市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 中核市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

- 5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行つた指定介護老人福祉施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第九十二条 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

- 二 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに從事する従業者の人員について、第八十八条第一項の中核市の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

て第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

- 5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行つた指定介護老人福祉施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

- 二 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに從事する従業者の人員について、第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三〇十二 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護老人福祉施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第九十三条 中核市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一〇三 (略)

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、中核市の市長の許可を受けなければならない。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

2 (略)

3 中核市の市長は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 (略)

二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに中核市の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び中核市の条例で定める人員を有しないとき。

三〇十二 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護老人福祉施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第九十三条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 (略)

二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

三〇七 (略)

七の二 申請者が、第一百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第一百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより中核市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十一 (略)

4 中核市の市長は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しても、第一項の許可を与えないことができる。

5 中核市の市長は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

三〇七 (略)

七の二 申請者が、第一百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第一百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十一 (略)

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しても、第一項の許可を与えないことができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の

期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(介護老人保健施設の管理)

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、中核市の市長の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、中核市の市長の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

(介護老人保健施設の管理)

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、中核市の条例で定める施設を有しなければならない。

2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、中核市の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、中核市の条例で定める。

4 中核市が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・二 (略)

5～7 (略)

(広告制限)

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・二 (略)

5～7 (略)

(広告制限)

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一～三 (略)

四 その他中核市の市長の許可を受けた事項

2 (略)

(変更の届出等)

第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

(報告等)

第一百条 中核市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関するあ

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一～三 (略)

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 (略)

(変更の届出等)

第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第一百条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関するあ

る場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第二条、第三百三条第三項又は第三百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を中核市の市長に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第一百一条 中核市の市長は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに中核市の条例で定める施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第一百二条 中核市の市長は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する中核市の市長の権限に属する事務に

る場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第二条、第三百三条第三項又は第三百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第一百一条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第一百二条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務に

ついて、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、中核市の市長に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第一百三条 中核市の市長は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令又は中核市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令又は中核市の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 中核市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 中核市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4 中核市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行つた介護老人保健施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の中核市の市長に通

ついて、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第一百三条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行つた介護老人保健施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通

知しなければならない。

(許可の取消し等)

第一百四条 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇十二 (略)

2 市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する中核市の市長の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、中核市の市長に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第一百四条の二 中核市の市長は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一〇三 (略)

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第一百十五条の二 (略)

知しなければならない。

(許可の取消し等)

第一百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〇十二 (略)

2 市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第一百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第一百十五条の二 (略)

2 中核市の市長は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の一まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が中核市の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第一百五十四条第一項の中核市の条例で定める基準及び同項の中核市の条例で定める員数を満たしていないとき。

三〇七 （略）

七の二 申請者が、第一百五十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第一百五十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより中核市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第一百五十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十一 （略）

3 中核市が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の一まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第一百五十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三〇七 （略）

七の二 申請者が、第一百五十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第一百五十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第一百五十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十一 （略）

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、中核市の条例で定める基準に従い中核市の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、中核市の条例で定める。

3 中核市が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一〇四 (略)
456

(変更の届出等)

第百十五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を中核市の市長に届け出なければならない。

第百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一〇四 (略)
456

(変更の届出等)

第百十五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第百十五条の七 中核市の市長又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第一百十五条の八 中核市の市長は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の中核市の条例で定める基準又は同項の中核市の条例で定める員数を満たしていない場合 当該中核市の条例で定める基準又は当該中核市の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 中核市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わな

(報告等)

第百十五条の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第一百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二・三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わな

かつたときは、その旨を公表することができる。

- 3 中核市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 中核市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第一百五十三条の九 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第一百五十三条の四第一項の中核市の条例で定める基準又は同項の中核市の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三、十二 (略)

- 2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の中核市の市長に通知し

かつたときは、その旨を公表することができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第一百五十三条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第一百五十三条の四第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

三、十二 (略)

- 2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行つた指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知し

なければならない。

(公示)

第一百十五条の十 中核市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一〇三 (略)

第九節 業務管理体制の整備 ※大都市特例の対象外

なければならない。

(公示)

第一百十五条の十 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

第九節 業務管理体制の整備

(業務管理体制の整備等)

第一百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第五項、第七十八条の四第七項、第八十一条第五項、第八十八条第五項、第九十七条第六項、第一百条第五項、第一百十五条の四第五項、第一百十五条の十四第七項又は第一百十五条の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事

業者 都道府県知事

二 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であつて、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの

市町村長

三 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣

臣

3 前項の規定により届出を行つた介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行つた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行つた介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行つた厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行つた厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第一百十五条の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行つた介護サービス事業者（同条第四項の規定による

届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出を行つた介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に對し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の當該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に關係する施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行つた市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは關係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるとときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の

2 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行つた都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行つた市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは關係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3 都道府県知事は、その行つた又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるとときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4・5 （略）

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県

知事又は市町村長に通知しなければならない。

5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第十節 介護サービス情報の公表 ※大都市特例の対象外

第十節 介護サービス情報の公表

(介護サービス情報の報告及び公表)

第一百十五条の三十五 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、介護サービス事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護サービス事業者の指定又は許可をした中核市の市長に通知しなければならない。

6 (適用除外)

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該介護サービス事業者の指定又は許可を取り消し、又は期間を定めてその指定又は許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定又は許可をした中核市の市長に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を

を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を
その指定をした市町村長に通知しなければならない。

第二章（経過措置）関係の読み替え

◎第二十二条第二項による新介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する新介護保険法第七十八条の二第一項の読み替え

（傍線部分は読み替え部分）

	前	後
（略）	（指定地域密着型サービス事業者の指定）	（指定地域密着型サービス事業者の指定）
2 11	（傍線部分は読み替え部分）	<p>第七十八条の二 第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定の更新をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>
2 11	（略）	<p>第七十八条の二 第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定の更新をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>

◎第二十二条第四項による新介護保険法第八十六条の二第四項において準用する新介護保険法第八十六条第一項の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

	後	後
(指定介護老人福祉施設の指定)		
第八十六条 第八十六条の二第一項の指定の更新は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があつたものについて行う。	第八十六条 第八十六条の二第一項の指定の更新は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。	第八十六条 第八十六条の二第一項の指定の更新は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があつたものについて行う。
2・3 (略)	前	前

◎第二十四条による平成十八年旧介護保険法第十三条第一項第一号の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

		後
		前
（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）	（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）	
<p>第十三条　（略）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　特定施設（有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）</p> <p>三　（略）</p> <p>2・3　（略）</p>	<p>第十三条　（略）</p> <p>一　（略）</p> <p>二　特定施設</p>	

◎第二十五条による改正法第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十四条の規定による改正前の国民健康保険法第百十六条の二第一項第六号の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

	読 替 後	読 替 前
第百十六条の二 (略) 一〇五 (略) 六 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設 (老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。)への入居又は同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設への入所 2・3 (略)	(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例) 第百十六条の二 (略) 一〇五 (略) 六 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同法第二十二項に規定する介護保険施設への入所	(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例) 第百十六条の二 (略) 一〇五 (略) 六 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設 (老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。)への入居又は同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設への入所 2・3 (略)

◎第二十六条による改正法第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二第一項第六号の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

	読 替 後	（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）	第五十五条 （略）	一〇四 （略）	五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）への入居又は同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設への入所	（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）	第五十五条 （略）	一〇四 （略）	五 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設への入居又は同法第二十二項に規定する介護保険施設への入所
2・3 所 (略)	2・3 (略)								

◎附則第一条による第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

	読 替 後	読 替 前
2 (略)	<p>(法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)</p> <p>第一条 <u>社会福祉士及び介護福祉士法</u>（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める<u>社会福祉</u>に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十九号）、児童手当法（昭和四十一年法律第二百三十四号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十九号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）の規定とする。</p>	<p>(法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)</p> <p>第一条 <u>社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法</u>（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十九号）、児童手当法（昭和四十一年法律第二百三十四号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十九号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）の規定とする。</p>

◎附則第四条による地方自治法施行令第百七十四条の三十一の四及び第百七十四条の四十九の十一の一の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

改 正 案	現 行
<p>(介護保険に関する事務)</p> <p>第百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四章第三節及び第四節並びに第五章第二节及び第四節から第六節まで並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定により、 なその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号及び第五章第五節第三款の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百五十五条の二第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十一条の二第一項十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十二条の二第一項及び第一百二第二項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百五十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十二条の二第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二节及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二节及び第四節から第六節まで並びに平成十八年旧介護保険法第四十八条第一項第三号及び第五章第五節第三款の規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第一百十五条の</p>	<p>(介護保険に関する事務)</p> <p>第百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四章第三節及び第四節並びに第五章第二节及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百五十五条の二第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十一条の二第一項十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十二条の二第一項及び第一百二第二項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百五十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第百十二条の二第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二节及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p>
2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第一百十五条の	

の規定は、適用しない。

3

第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「**（二）**」とを行う」とあるのは、「**（二）**」とを行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは、「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第十四条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができます」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならぬ」とあるのは「受けなければならぬ」と、この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二百四

3

第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「**（二）**」とを行う」とあるのは、「**（二）**」とを行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは、「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第十四条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができます」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならぬ」とあるのは「受けなければならぬ」と、この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二百四

条の二及び第一百十五条の中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条の三十五第五項及び第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と読み替えるものとする。

(介護保険に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに平成十八年旧介護保険法第四十八条第一項第三号及び第五章第五節第三款の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百十五条の六第一項並びに平成十八年旧介護保険法第一百一条の二第一項）の規定による都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条の三十五第五項及び第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

(介護保険に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百十五条の六第一項）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同

条の二及び第一百十五条の中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条の三十五第五項及び第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」

とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができます」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」

とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができます」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」

と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない」。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第一百四条の二及び第一百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地城密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地城密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、平成十八年旧介護保険法第一百十五条の三十五第五項及び第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と読み替えるものとする。

3 第百七十四条の三十一の四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第一百七十四条の四十九の十一の二第一項」と読み替えるものとする。

と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない」。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第一百四条の二及び第一百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地城密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

3 第百七十四条の三十一の四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第一百七十四条の四十九の十一の二第一項」と読み替えるものとする。

◎附則第四条による読み替え後の地方自治法第百七十四条の三十一の四第三項による平成十八年旧介護保険法の読み替え

(傍線部分は読み替え部分、波線部分は当然読み替え部分)

	後	前
	替	替
	(施設介護サービス費の支給)	(施設介護サービス費の支給)
第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。	第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。	
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 指定都市の市長が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）	三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）	三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）
2~8 (略)	2~8 (略)	2~8 (略)
(指定介護療養型医療施設の指定)	(指定介護療養型医療施設の指定)	(指定介護療養型医療施設の指定)
第一百七条 (略)	第一百七条 (略)	第一百七条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 指定都市の市長は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第	3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第	3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床

三号の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより指定都市の市長が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七〇十 (略)

4 指定都市の市長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

号の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七〇十 (略)

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、第四十八条第一項第三号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならぬ

いづ

第一百十条 指定介護療養型医療施設は、指定都市の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、指定都市の条例で定める。

3 指定都市が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～三 (略)

4～6 (略)

(変更の届出)

第一百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めることにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

(報告等)

第一百十二条 指定都市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し

第一百十条 指定介護療養型医療施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～三 (略)

4～6 (略)

(変更の届出)

第一百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めることにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第一百十二条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し

し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第百十三条の二 指定都市の市長は、指定介護療養型医療施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 指定都市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 指定都市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第百十三条の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第百四条 指定都市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第百十条第一項の指定都市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三～十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護療養型医療施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の指定都市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第百十五条 指定都市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一～三 (略)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第一百十五条の三十五 (略)

2～4 (略)

(指定の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第百十条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三～十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護療養型医療施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第百十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～三 (略)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第一百十五条の三十五 (略)

2～4 (略)

5

都道府県知事は、介護サービス事業者に対する前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護サービス事業者の指定をした指定都市の市長に通知しなければならない。

【適用除外】

7 都道府県知事は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該介護サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした指定都市の市長に通知しなければならない。

5

都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対する前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

◎附則第四条による読み替え後の地方自治法第百七十四条の四十九の十一の二第三項による平成十八年旧介護保険法の読み替え

(傍線部分は読み替え部分、波線部分は当然読み替え部分)

	後	前
	替	替
	(施設介護サービス費の支給)	(施設介護サービス費の支給)
第四十八条	市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。	市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。
一・二	(略)	(略)
三	中核市の市長が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）	都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）
2～8	(略)	(略)
	(指定介護療養型医療施設の指定)	(指定介護療養型医療施設の指定)
第一百七条	(略)	(略)
2	(略)	(略)
3	中核市の市長は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三	都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三

号の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより中核市の市長が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七〇十 (略)

4 中核市の市長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

号の指定をしてはならない。

一〇六 (略)

六の二 当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七〇十 (略)

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、第四十八条第一項第三号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならぬ

いづ

第一百十条 指定介護療養型医療施設は、指定都市の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、指定都市の条例で定める。

3 指定都市が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～三 (略)

4～6 (略)

(変更の届出)

第一百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めることにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

(報告等)

第一百十二条 指定都市の市長又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し

第一百十条 指定介護療養型医療施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～三 (略)

4～6 (略)

(変更の届出)

第一百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めることにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第一百十二条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し

出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第百十三条の二 中核市の市長は、指定介護療養型医療施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 中核市の市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 中核市の市長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 中核市の市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第百十三条の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるとときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第百四条 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第百十条第一項の中核市の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三～十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護療養型医療施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の中核市の市長に通知しなければならない。

(公示)

第百十五条 中核市の市長は、次に掲げる場合には、当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一～三 (略)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第一百十五条の三十五 (略)

2～4 (略)

(指定の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第百十条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三～十三 (略)

2 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行つた指定介護療養型医療施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第百十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～三 (略)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第一百十五条の三十五 (略)

2～4 (略)

5

都道府県知事は、介護サービス事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護サービス事業者の指定をした中核市の市長に通知しなければならない。

【適用除外】

7 都道府県知事は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該介護サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした中核市の市長に通知しなければならない。

5

都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。